



一般の方へ

放射線の基礎講座 病院でエックス線検査を受けられる方へ(第 15 回)

岡山大学大学院保健学研究科 准教授
診療放射線技師・医学博士 澁谷 光一

前回に引き続き、Q19 よりご覧下さい。

Q19 インターネットで検索すると、胎児への影響を避けるため、「10 日規則」を守るべきだ、とありました。これは胎児に影響が出る、という主張だと思うのですが、これについてはどのようにお考えですか。

A19 インターネットで検索すると、確かに次のような記述が一部で見られます。

「妊娠可能な女性の排卵は、次の予定月経の 12～16 日前であり、月経と月経のおよそ中間の時期に当たります。月経がはじまった日から 10 日間は受精卵が存在しませんので、(中略)この時期に下腹部の検査を受けることが最適であると言われています。これを「10 日規則」と言います。下腹部を被ばくする検査を受ける時には、この規則を守るようにしましょう。」(日高振興局, 2014 年)

「10 日規則」を 10 days-rule と言ったりしましたが、胎児への影響には、少なくとも 100 mGy という、しきい値があることが分かりました。また、病院での検査で、胎児が 100 mGy を超えて被ばくすることはないと確認されました。そのために「10 日規則」は、かなり前に廃止されています。ところが、この規則が、医師の国家試験に出たことがあり、廃止されたことが全ての医療機関に周知されているとは言えません。私は「10 日規則」を唱えることは、必要なレントゲン検査を妨害することになり、更に、間違った恐怖感を流布することになると思います。このような誤解を生む言い方、やり方は直していく必要があると思っています。